

位置づけ:

本規定は、「太田川ボートクラブ規約」の下位、安全管理上の細則として位置づける。

目的:

- (1)クラブと会員各々の安全に関する責任と権限を明確化し、意識と技術水準の向上を図る。
- (2)自己責任の原則に基づき組織されたクラブとして、クラブ側の責任範囲を限定・軽減する。

用語:

クラブとは太田川ボートクラブをさす。具体的には会長がその意志を代表する。
事故とは、他のRC、第三者、消防、警察、海上保安庁等の救助・聴取等を受けた場合、医療機関にかかる事態が発生した場合、または常識に照らして会長が事故と判断する場合を事故という。

制定・改定:

2000年4月制定
2004年12月23日(一部改定)

A. 一般会員に対するクラブの責任と権限

A1 安全誓約 :本規約は、一般会員(クルー)が、クラブの入会登録時の「安全に関する誓約」に署名・捺印と同時に発効する。一般会員は、本安全規定のすべてを理解・承認することとする。また同時に、それを家族・関係者にも説明し、理解・承認を受けることとする。(補足:万一の死亡事故等発生時に、遺族によるクラブを対象とした訴訟等の回避のため、本規約の内容を家族も承認することが、入会の原則である。)

A2 自由意志: すべての乗艇は、そのクルーの自発的な自由意志に基づいて行われるものであり、いかなる場合も漕艇活動が強制されるものではないことをここに再確認する。そしてまた、すべての一般会員が「安全に活動する権利」を有すると認識する。

A3 自己責任: 一般会員(クルー)は、漕艇活動における安全確保の基本的責任は、原則としてクルー自身にあることを自覚し、その安全確保についてはクルー自身が最大限の努力をするものとする。

A4 水準確認: クラブは、一般会員の安全の技術水準を確認する責任がある。(安全水準および確認の方法は、別途規定する。)

A5 習熟度: クラブは、安全の技術水準が未熟とみなされる一般会員に対しては、所定の水準に達するように、最大限の支援・指導をおこない、安全を確保する責任がある。一方で、クラブは、安全の技術水準が既に十分備わっていると確認した一般会員に対しては、最小限の支援をするのみとし、活動中の安全管理には自己責任の原則を最大限に適用し、安全責任は全て会員(クルー)自身が負うものとし、クラブには安全管理に関する具体的・局面的な責任はないものとする。

A6 未成年: 18歳未満の一般会員は、その指導者を明確にし、安全責任の一部を指導者が負うものとする。ただし、漕艇人として自己の水準向上に努め、自立および自律する努力を怠らないものとする。

A7 安全指導: クラブは、一般会員の漕艇活動において、安全上の問題があるとみなした場合は、勧告、注意、警告、危険・問題行為の制止を行い、安全な漕艇活動が実現できるよう管理することができる。一般会員(クルー)は、自己の安全能力が所定の水準に達していないか不安がある場合は、クラブに対して適切な指導をしてくれるよう求め、指導を受ける権利を有する。

A8 事故報告: 一般会員(クルー)は、活動中の全ての事故について、速やかにクラブ(会長)に対し報告する責任・義務がある。クラブは、発生した事故に対して、詳細に調査を行い、クラブとして公式の事故報告書を作成し、適切な機会・機関に公表するものとする。

A9 スポーツ安全保険: クラブは、原則として一般会員全員を「スポーツ安全保険」(スポーツ安全協会)に加入させ、該事故が発生した場合は、当該会員からの申告を受け、適切に諸手続きを行うものとする。一般会員(クルー)は、「スポーツ安全保険」の内容を理解しておく責任がある。

A10 漕艇保険: クラブは、原則として稼動状態の所属艇全艇を「漕艇保険」(日本ボート協会/東京海上またはそれに順ずる任意の保険)に加入し、該事故が発生した場合は、当該クルーからの申告を受けて、適切に諸手続きを行う。一般会員(クルー)は、「漕艇保険」の内容を理解しておく責任がある。

A11 補償超過の回避: クラブは、補償責任(特に金銭的補償)については、「漕艇保険」および「スポーツ安全保険」の適用範囲内で対処し、それ以上の補償責任は負わないこととし、それを越える補償が求められる事態に対しては、事故を起こした一般会員(クルー)自身の責任によってその処理をするものとする。

A12 道義的責任: クラブは、以上の原則を踏まえた上で、事故処理にあたってはその状況に応じ、適切な善後策を講じ、誠意をもって道義的責任を果たすこととする。(具体的行動は、運営会議、総会等に諮りながら会長が決定する。)

A202-01 太田川ボートクラブ 安全規定(続き)

B. 混成クルー・合同練習における特記次項

B1 主催者責任: クラブは、一般会員がそれ以外のメンバーとクルーを編成したり合同練習を行う場合、(クラブ主催の場合を除き)特に安全上の確認、管理はしない。事故が発生した場合は、その混成クルーおよび合同練習等の主催者が、責任を負うものとする。

B2 クラブ主催: クラブは、クラブがクラブ外のメンバーとの混成クルーおよび合同練習等を主催する場合、安全管理上の責任者(指導者)を明確にし、特に一般会員以外のメンバーの安全確保、責任の所在の明示等、安全確保・安全認識の一致のために最大限の関心をはらうものとする。

B3 道義的責任: クラブは、一般会員とそれ以外の混成クルーにおいて発生した事故に対しては、基本的に、一般会員について規定したAおよびB項に準じた立場をとるが、状況に応じて適切な善後策を講じ、道義的責任を果たす。(具体的行動は、運営会議、総会等に諮りながら会長が決定する。)

C. 補足2:通信会員に対するクラブの責任と権限

C1 期待: クラブは、すべての通信会員が、安全に最大限の注意を払い、十分な技術をもって漕艇活動を行うことを期待する。

C2 非関与: 通信会員が、独自または他に所属する漕艇団体の下で行う活動については、その安全について一切関知せず、クラブが安全管理上の助言・指示・命令等を発することはしない。同時に、そのケースで通信会員がクラブに対して安全上の責任を求めることは一切無いこととする。

C3 発効: 通信会員(クルー)とクラブに関する以下の規定は、通信会員が、クラブの入会登録書面の「安全に関する誓約」に署名・捺印し、また太田川ボートクラブとしての漕艇活動を行っている場合(所属を太田川BCとして出漕するレースおよびそのための練習活動)に限り適用する。

C4 家族の理解: 通信会員は、クラブの入会登録時の「安全に関する誓約」に署名・捺印した場合は、本安全規定のすべてを理解・承認することとする。また同時に、それを家族・関係者にも説明し、理解・承認を受けることとする。(補足: 万一の死亡事故等発生時に、遺族によるクラブに対する訴訟等の回避のため、本規約の内容を家族も承認することが、安全誓約の原則である。)

C5 自己責任: 通信会員(クルー)は、漕艇活動における安全確保の基本的責任が、クルー自身にあること(=自己責任)を自覚し、その安全確保についてはクルー自身が最大限の努力をするものとする。クラブは、通信会員が「安全に活動する権利」を有するとともに、安全管理は最大限の自己責任をもって漕艇活動を行うものと認識し、クラブは通信会員の安全の技術水準を確認しない。

C6 未成年条項: 18歳未満の通信会員(クルー)の安全は、その保護者および指導者が責任をもって確保することとする。ただし、漕艇人として自己の水準向上に努め、自立および自律する努力を怠らないものと期待する。

C7 安全勧告: ただし通信会員の漕艇活動において、安全上の問題があると認識した場合や第三者から指摘を受けた場合は、当該の通信会員に対して、状況を確認し、適切な処置(安全勧告等)を行う場合がある。

C8 安全指導: クラブは、通信会員の安全技術に対する支援・指導の責任を負わない。ただし、通信会員(クルー)は、自己の安全能力に不安がある場合は、クラブに対して適切な指導・支援を要請できる。その場合、クラブは可能な範囲で、一般会員に準じて支援を行うことがある。

C9 事故報告: 通信会員(クルー)は、その活動中の事故について、クラブに報告する義務がある。クラブは、クラブに活動の主体を置く通信会員の事故については、一般会員に準じて調査を行う。

C10 漕艇保険: クラブは、通信会員が、「漕艇保険」加入艇を使用することを強く希望するが、その判断は通信会員の責任とし、クラブは関知しない。なお、加入の意志・要請があれば、加入を認める。

C11 スポーツ安全保険: クラブは、(クラブに)選手登録している通信会員が「スポーツ安全保険」に加入することを強く希望するが、その判断は通信会員の責任とし、クラブは関知しない。なお、加入の意志・要請があれば、加入を認める。

C12 保険外の補償: クラブは、(クラブに)選手登録している通信会員(クルー)によって発生した事故に対し、クラブとして「漕艇保険」が「スポーツ安全保険」に加入している場合は、その適用をもってあたることとするが、それ以上の補償責任は負わず、当該の通信会員(クルー)自身の責任と労力によって処理するものとする。

C13 道義的責任: クラブは、以上の原則を踏まえた上で、通信会員による事故処理にあたっては、状況に応じ可能な範囲で適切な善後策を講じ、誠意をもって道義的責任を果たす。(具体的行動は、運営会議、総会等に諮りながら会長が決定する。)